

危険な空き家

の解体にかかる費用の一部を助成します！！

萩市老朽危険空き家除却促進事業補助金

市内にある老朽化して倒壊などのおそれのある老朽危険空き家の除却を促進し、安全安心のまちづくりを実現するため、老朽危険空き家の除却を行う方に対し、費用の一部を補助します。



最大100万円

申請受付期間

令和6年4月1日（月） ～ 令和6年12月13日（金）

※予算の範囲内で先着順（10件程度）

〈お問い合わせ・申請先〉

萩市役所建築課住宅管理係

萩市大字江向 510 番地 ☎ 0838-25-2314

萩市老朽危険空き家除却促進補助金の概要

1. 補助金額・募集件数

補助金額 : 補助対象経費※の2/3以内(1,000円未満切り捨て)

補助上限額 : 100万円

募集件数 : 10件程度(予算の範囲内で先着順)

※補助対象経費…補助対象工事に要する費用または延べ床面積に国土交通省が定める標準建設費のうちの除却工事費の上限額を乗じた額のいずれか少ない額に8/10を乗じた額

2. 対象となる空き家

萩市内に所在する老朽危険空き家で、次の要件を満たす空き家

- 現に使用されておらず、今後も使用される見込みのない住宅
- 市で行う不良度判定の結果、評点が100以上で、かつ周囲への危険性のある住宅
- 人の居住の用に供する家屋で、一戸建てもしくは長屋建ての住宅または共同住宅
- 個人が所有する住宅
- 木造または軽量鉄骨造である住宅
- 補助金交付決定の日において、除却工事に着手していない住宅
- 補助金の実績報告の提出期限までに除却工事の完了する住宅 など

3. 対象となる方

- 空き家の所有者もしくは相続人またはこれらの者から除却の同意を得た方
- 申請者の属する世帯の総所得金額が、500万円未満であること
- 申請者の属する世帯全員が萩市の市税を滞納していないこと
- 暴力団関係者ではない方 など

※共有者や相続人がいる場合、すべての者から除却の同意が得られない方は申請者となりません。

4. 対象となる工事

- 建設業法による許可または建設リサイクル法による登録を受けた、市内に事業所等がある業者に発注する工事
- 空き家のすべてを除却する工事
- 実績報告書の提出期限(令和7年2月28日(金曜日))までに除却が完了する工事
- 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていない工事 など

萩市老朽危険空き家除却促進事業補助金の手続きの流れ

申請者

萩市

交付申請

受付
審査
交付決定

決定通知受領
工事着工
工事完了

実績報告

報告書受付
審査
交付確定

確定通知受領
補助金請求

補助金交付
(口座振込)

申請に必要な書類

- 申請書（第1号様式）
- 除却工事（変更）計画書（第2号様式）
- 補助対象住宅の位置図
- 補助対象住宅の建物平面図
- 補助対象住宅の現況写真
- 補助対象住宅及びその存する土地が記載された登記全部事項証明書または固定資産名寄帳兼課税台帳等、所有権が確認できる書類
- 補助対象工事を施工する建設業者の土木工事業、建設工事業もしくは解体工事業の許可書の写しまたは解体工事業者の解体工事業の登録通知書の写し
- 申請者の属する世帯の世帯員全員の住民票（市内に住所を有する場合は同意書（第3号様式））
- 申請者の属する世帯員全員の所得証明書
- 申請者の属する世帯員全員の本市の市税の滞納がないことの証明書
- 申請者が相続人の場合は、相続人であることを証する書類

※申請書、位置図、現況写真を事前に提出いただくことで、老朽度の事前審査を行います。

実績報告について

交付決定通知を受けた方は、工事完了後、30日以内に実績報告をしてください。（第8号様式）

実績報告期限

令和7年2月28日（金）まで

実績報告に必要な書類

- 補助対象工事の請負契約書の写しまたは請書の写し
- 補助対象工事に要する経費の請求書の写しまたは領収書の写し
- 工事状況写真（施工後および工事の内容が確認できるもの）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書の写し
- 廃棄物の処理および清掃に関する法律第12条の3第1項の産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し

実績報告後、報告された内容について市で審査し、その内容が適正であるときは補助金を交付します。別途請求書を提出してください。

補助金額のイメージ

補助対象工事費 (200万円)		
補助対象工事費の8/10 (=補助対象経費160万円)		
補助対象経費の2/3 (1,066,000円)	補助対象経費の1/3 (534,000円)	
補助金 (上限100万円)	自己負担額 (100万円)	

代理受領制度

「申請者による受領」または「施工業者による代理受領」での交付が可能です。

代理受領制度とは、申請者が受け取る予定の補助金を、市から直接施工業者へ交付する制度です。

この制度を利用していただくことで、実際の費用と補助金の差額（自己負担額）のみを施工業者に支払っていただくだけで済むようになります。

なお、代理受領制度をご利用いただく際は、必ず事前に施工業者の了承を得ていただくようお願いします。